

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成20年2月13日（水）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成２０年２月１３日		開 会
		午前 ９時３１分
		閉 会
		午前１０時５７分
出席者	委 員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 江 成 直 士 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議 員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明 の た め の 出 席 者	な し	
事務局 職 員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班副主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	平成２０年相模原市議会３月定例会の運営について (１) 会期 (２) 会議開催日 (３) 代表質問・個人質疑、一般質問通告期限 (４) 議事日程 (５) 一般質問通告者数について (６) その他 ① 部会の開催について ② 委員会行政視察の議決について ③ 血圧測定について ④ ６月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時31分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

—————◇○◇—————

平成20年相模原市議会3月定例会の運営について

○岸浪委員長 3月定例会の運営についてを議題とする。

事務局から、資料について説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 3月定例会の日程案について説明する。資料1
をござんいただきたい。

この案は、去る1月22日に開催された議会運営委員会の中でも説明した内容だが、確認の意味で、もう一度言う。

まず、本会議初日だが、2月19日火曜日、提案説明になる。翌20日が代表質問・個人質疑、一般質問の通告期限、午後5時までとなっている。3月3日、4日が予算等にかかわる代表質問・個人質疑で、3月4日、それらが終了した後に、委員会への付託となる。5日、6日、7日に一般質問が行われる。3月11日から委員会だが、総務委員会の翌日が文教委員会、環境経済委員会、民生委員会、建設委員会というふうに、これまでの日程と若干異なっているので、注意してもらいたい。最終日が3月26日で、委員長報告、監査報告、採決を行ってもらう。

欄外に、3月定例会とは異なるが、議会だよりのための議会運営委員会は、4月18日午前9時30分からお願いしたい。

日程については以上である。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 引き続き、(4)議事日程について説明する。
資料2をござんいただきたい。

平成20年相模原市議会3月定例会付議事件一覧で、市長から提出され

る議案等が議案５５件、内容については、示してあるとおりである。報告案件が５件、合計６０件である。このほかに、付議予定案件として、人事議案９件が予定されている。

続いて、資料２の１ページをごらんいただきたい。

具体的な議案の関係で、議案第１号平成２０年度相模原市一般会計補正予算は、２，０３２億円という予算規模である。２号の国保会計から２ページの議案第１１号平成２０年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算までについては、各種特別会計予算である。内容については、示してあるとおりである。なお、議案第１１号後期高齢者医療事業特別会計は新設である。

予算については、以上である。

次に、議案第１２号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、相模原市行政区画等審議会を設置するための附属機関の名称、設置目的、委員の数及び委員の任期の規定の追加をするもので、行政区画と区域と区名に関して必要事項を審議するためのものである。委員の数は２３人以内である。

議案第１３号相模原市職員定数条例の一部を改正する条例については、現行定数４，７４０人を２５人減員して、４，７１５人とするものである。部局別定数については表のとおりである。

３ページをごらんいただきたい。議案第１４号相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例については、地方公務員法の改正に伴い、職員が公務に関する能力の向上に資すると認められる大学等における課程を履修し、または国際貢献活動を行うための自己啓発等休業についての所要の定めをするもので、例えば、大学課程等の履修については２年、特に必要な場合は３年、国際貢献については３年間の休業制度を創設するものである。

議案第１５号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、城山町及び藤野町の区域を担当する体育指導委員の報酬に係る特例の廃止に伴う規定の整理をするもので、両町の体育指導委員の報酬を旧相模原市域の報酬と同額の年額６万１００円とするものである。

議案第１６号相模原市職員の育児休業等に関する条例及び相模原市一般

職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についても、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整方法の見直しその他所要の改正をするもので、育児休業に係る環境整備を図るものである。

議案第 17 号相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例については、あじさい会館、あじさい会館南分室の管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正などである。

議案第 18 号相模原市後期高齢者医療に関する条例については、後期高齢者医療制度の実施に伴い、本市が行う事務その他所要の定めをするもので、保険料の徴収の際に必要な規定などである。

議案第 19 号相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者のうち、本市に係るものを医療費助成の対象とする規定の追加その他所要の改正をするものである。こちらについては、本市の医療費助成制度の対象に、後期高齢者医療制度に係る本市の被保険者を加えるものである。

議案第 20 号相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例については、障害者支援センターに設置した知的障害者援護施設及び身体障害者更生援護施設を障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設とするための規定の整理その他所要の改正である。

4 ページをお願いします。議案第 21 号相模原市立津久井障害者地域作業所条例の一部を改正する条例についても、市立津久井障害者地域作業所を障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとするための規定の整理、指定管理者が行う業務の範囲等の規定の追加その他所要の改正である。

議案第 22 号相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例については、療育センターに設置した知的障害者通所更生施設を障害者自立支援法に規定する生活介護の事業を行う施設とするための規定の整理、藤野中央公民館の建てかえに伴い、藤野療育相談所の移転に伴う位置の規定の改正である。

議案第 23 号相模原市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、相模原市立老人福祉センター溪松園及び若竹園の管理を指定管理者に行わせるための指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の

範囲等の規定の追加である。

議案第 24 号相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例については、ふれあいセンターの管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正その他必要な見直しである。

次も指定管理者関係で、相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について。相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの休所日、利用できる時間、利用料金、リフレッシュセンターの管理を指定管理者として行わせるもの、指定管理者が行う業務の範囲の規定の改正である。

5 ページ、議案第 26 号相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、関係政令の改正に伴い、平成 20 年度における介護保険料率の算定の特例についての規定を追加するもので、平成 18 年度の税制改正の結果、収入に変動が生じていないにもかかわらず、非課税から課税となった者の平成 20 年度の介護保険料について、引き続き軽減措置を行い、平成 19 年度と同額とするものである。

議案第 27 号相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する規定の追加その他所要の改正である。

議案第 28 号相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例については、市立星が丘ふれあい広場及び市立宮上ふれあい広場を設置するもので、内容については、表に示したとおりである。

議案第 29 号相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例については、指定管理者関係の改正である。小田急相模原駅前文化交流プラザの管理を指定管理者に行わせるための指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定の改正及び利用料金制度の導入について、必要な規定の追加を行うものが主なものである。

議案第 30 号相模原市立津久井合唱館条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、津久井合唱館を幅広く市民相互の交流の場とするための設置目的の規定の改正、同施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定の改正と利用料金制度の導入について、必要な規定の追加をするものであ

る。

6 ページをお願いします。議案第 3 1 号相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、産業会館の管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正などである。

議案第 3 2 号相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、総合福祉センターを指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正である。

議案第 3 3 号相模原市立相模の大風センター条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、大風センターの管理を指定管理者に行わせるものの規定の改正などである。

議案第 3 4 号相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、鳥居原ふれあいの館の管理を指定管理者として行わせるものの見直しに伴い、指定管理者による管理及び指定管理者の指定の手續に係る規定を改正するものである。

議案第 3 5 号相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、環境情報センターの管理を指定管理者に行わせるために、その指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定と利用料金制度の導入について、必要な定めをするものである。

議案第 3 6 号相模原市都市公園条例の一部を改正する条例についても、指定管理者関係が一部ある。まず、1 つ目として、競技場の一般利用の単位の変更がある。それから、テニス場及びテニス場の夜間照明施設の使用料の額の改定、指定管理者に管理を行わせる都市公園等と指定管理者となり得るものの規定の改正、競技場に係る利用料金制度の導入と競技場メインスタンドの設置に伴う利用料金の規定の追加その他所要の改正が主な内容である。

8 ページをお願いします。議案第 3 7 号相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、建築基準法に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、小田急相模原駅北口地区の地区計画の区域内における建築物の制限についての規定の追加その他所要の改正である。

議案第 3 8 号相模原市都市交通施設整備基金条例については、都市交通

施設を整備する事業の財源とするための基金の設置その他所要の定めをするものである。

９ページをお願いします。議案第３９号相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、橋本駅南口第２路上等自転車駐車場を設置することに伴い、同駐車場の名称と位置、入出場時間、駐車料を定める規定の追加をするとともに、橋本駅南口路上等自転車駐車場の名称の変更その他所要の改正である。

議案第４０号相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、橋本駅北口第１自動車駐車場に定期駐車券を発行することに伴い、入出場時間の規定の改正その他所要の改正である。

議案第４１号相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例についても、指定管理者関係の改正が主なものである。利用料金制度の導入について必要な改正を行うとともに、指定管理者が行う業務の範囲の規定の改正などである。

議案第４２号相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例についても指定管理者関係で、相模原市体育館の管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正である。

議案第４３号相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例については、指定管理者が総合体育館の利用できる時間を変更する場合における利用料金の額を定める規定などが主なものである。

議案第４４号相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例についても、同様に、相模原市立総合水泳場の利用できる時間を変更する場合の利用料金の額を定める規定の追加その他所要の改正である。

１０ページをお願いします。相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例についても、指定管理者関係の改正が主なもので、大野台南テニスコート、小倉プール、小倉テニスコート、名倉グラウンド、ふじのマレットゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるための指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲などの改正と、ふじのマレットゴルフ場に係る利用料金制度の導入について必要な規定の追加、あわせて、小倉テニスコート及び同コートの夜間照明施設の使用料の額の改定である。

議案第４６号工事請負契約については、都市計画道路大山氷川線道路改

修工事である。契約金額は８億５，７８５万円で、契約の相手方、履行期限、工事の概要については示したとおりである。

１１ページをお願いします。議案第４７号包括外部監査契約の締結についてである。契約の始期は平成２０年４月１日、契約の金額は１，６５０万円を上限とするもので、契約の相手方は示したとおりで、１９年度も同氏と契約を結んでいる状況にある。

議案第４８号不動産の処分については、土地の処分である。津久井町青根にある１９０平方メートルの土地を、自治会法人上野田自治会に無償譲渡するものである。

議案第４９号不動産の取得については、小田急相模原駅自動車駐車場の関係で、建物、土地のうち、都市開発公社と共有名義になっている部分について、２，１７９万３２０分の３４５万３，４４３を取得するものである。建物、土地の内容については、示してあるとおりである。取得金額は８億３，９７２万３，２０８円である。

議案第５０号市道の認定については、土地区画整理事業の関係が６路線、開発行為の関係が８路線、寄附の関係で２路線、旧津久井町が管理した道路が４路線、旧相模湖町の管理道路として２路線の合計２２路線を市道認定するものである。

１２ページをお願いします。議案第５１号町田市道路線の認定の承認についてで、木曽境川土地区画整理事業によって設置される道路の一部を、町田市の区域を越えて、町田市道の路線として認定することについて承諾するもので、内容については、本市行政区域にある区域、具体的には東淵野辺の２カ所の約９６平米弱を町田市道として認定することについて承諾するものである。

議案第５２号平成１９年度相模原市一般会計補正予算第５号、議案第５３号平成１９年度国民健康保険事業特別会計補正予算第４号、議案第５４号平成１９年度相模原市下水道事業特別会計補正予算第４号、議案第５５号平成１９年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算第３号、以上４件は、いずれも執行に係る整理が主な内容である。

次に、報告１号専決処分の報告については、相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例についてで、統計調査に用いる産業分類及び疾病、

障害及び死因分類を定める政令に基づく産業に関する分類の名称及び分類表が廃止され、新たに産業に関する分類の名称及び分類表が施行されたことに伴い、旧日本標準産業分類の用語を引用する規定の整理をしたものである。

13ページをお願いします。報告第2号専決処分の報告については、工事請負契約最終処分場工事その2の変更で、変更前と変更後の比較が示されているが、6,200万ほどの増額である。

報告3号専決処分の報告についても工事請負契約で、公共下水道麻溝台地区雨水幹線整備工事1工区の変更で、こちらについても変更前、変更後の契約金額が示してあり、約1,200万円の増額である。

報告4号専決処分の報告については、訴えの提起に係る専決処分の内容である。5の事件の概要をごらんいただきたい。平成19年5月29日午前11時7分ごろ、相模原市東林間7丁目先の市道において、対抗車両を通行させるため、本市塵芥車が後退した際、後方に停車していた訴外市外在住者が使用し、被告が所有する軽自動車に接触し、破損させる事故が発生した。市は、本件事故の過失は市側にあると判断し、19年12月13日に、訴外有限会社に対し、損害車両の修理代金を支払った。訴外市外在住者に対しても、修理工場へ搬送した交通費について支払いをし、26日に示談を締結した。なお、市は、本事故による損害がすべて賠償され、事故の事後処理が終了したことを明らかにするため、被告に対しても示談書へ署名及び押印を求めたが、被告はこれに応じないため、本訴訟を提起するものである。

報告第5号専決処分の報告については、交通事故が7件、道路管理に係るものが2件、学校管理に係るものが2件の合計11件である。

次に、付議予定案件として人事案件が9件あり、一つは、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、人権擁護委員の候補者の推薦について8件、以上9件である。

次に、請願・陳情だが、請願第4号横浜地方裁判所相模原支部について、陳情第1号相模原市の防災・復興対策に女性の視点を取り入れることについて、以上、請願1件、陳情1件が提出されている。

監査報告は9件で、6件はお手元に配付済みで、残る3件については、

送付され次第、お手元に配付する。

それから、包括外部監査報告である。

続いて、資料３をごらんいただきたい。閉会中の継続審査案件だが、民生委員会関係の陳情が４件、継続審査になっている。このうち、陳情１６号については撤回請求書が提出されている。処理については、後ほど説明する。

資料４をごらんいただきたい。３月定例会日程案だが、第１日目の２月１９日は提案理由の説明後議事延期とする。後ほど説明するが、この後、民生、環境経済の２部会を開催したいと考えている。

２日目、３月３日、３日目、３月４日は、代表質問・個人質疑である。

８ページをごらんいただきたい。代表質問・個人質疑が終わった後に、人事案件で、固定資産評価審査委員会の委員の選任と人権擁護委員の候補者の推薦である。通し番号６６には請願４号、６７には陳情１号の上程、通し番号６８に陳情第１６号医療費助成制度維持についての撤回についてということで、撤回の承認を求める議決をお願いしたいと考えている。

４日目、５日目、６日目は、３日間、一般質問である。

最終日の３月２６日だが、委員長報告、採決である。こちらについては、先ほど差しかえということで１枚の紙を渡してあるが、そちらをごらんいただきたい。総務委員会、民生委員会、環境経済委員会、建設委員会、文教委員会の各委員会の審査報告を各委員長から願います。その後、質疑から採決まで願います。これについては条例、請願・陳情関係である。もう一つは、補正予算関係である。最後に、予算関係について報告してもらい、採決してもらおう。都合３回、委員長の報告をお願いしたいと考えている。その後に、専決処分の報告、監査報告、外部監査報告となるが、一つお願いがあって、外部監査報告について質疑を予定している方は、２月２９日までに通告をお願いしたいと考えている。

以上である。

○岸浪委員長 日程の関係、会議開催日、代表質問・個人質疑、一般質問の通告期限、議事日程について説明があった。ただいまの説明に対して、質疑、発言等があったら願います。

新政クラブ。

○阿部委員 字句の確認だが、資料２の１１ページの一番下の５０番の市道の認定についての説明欄で、「上鶴間９丁目地区」とあるが、「上鶴間本町９丁目地区」ということでいいか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 そのとおりである、大変失礼した。

○阿部委員 地名とか、人名とか、一字一句が大事だから、ちょっと指摘した。

○岸浪委員長 ほかに。

共産党。

○藤井委員 最後の日程案、資料４の関係で、最終日、委員長報告と討論、採決の日程だが、これは通常どおりと思ったが、そういうことでもいいのかということと、何か検討経過があったのか伺いたい。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 大変失礼した。説明が足りなかったが、実は今回、指定管理者の絡みの議案が幾つか出ているので、前回、指定管理者の議案が提出されたときと同様な委員長報告と、質疑、討論、採決という方法をとりたいと考えており、このような日程にしたが、通常だと、総務委員会の委員長報告が終わった後、質疑から採決、次は民生委員会で同じような形、それで文教までいくが、今回は、総務委員会の報告から文教委員会の報告まですべて終わった後に、質疑、討論があるのだったら一括して討論してもらい、採決をしてもらう。最終日はそんな流れで行いたいという提案である。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 前回のときは何月定例会だったかわかるか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 １８年４月に指定管理者制度が導入されたので、その前の年の１７年６月定例会で条例が提出されている。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 前回のときの議論は余り覚えていないが、今回、議案も指定管理者以外の部分でも若干大きなものがあるという気もするが、その辺のことも含めて、前回どおりでいいかという判断をここでするかどうか

ということだと思うが、一括して討論することのメリットと、若干失うものがあるのかどうかというところが今ぱっとわからないが、そんな状況である。

○岸浪委員長 共産党から問題提起というか、質疑があったが、指定管理者制度が大変数多く入ってきており、各常任委員会ごとに、指定管理者制度にかかわる——基本部分だと思うが、討論というふうになると、各常任委員長の報告に対して、結構、重なる議論が、多分、平成17年6月にあったのだらうと思う。それを回避するというか、傍聴者の皆さんも我々議員も討論を聞いている中で、もう少しわかりやすいという部分も私は考えているが、そんな中で、委員長報告のあり方を模索したということになるのだらうと思う。新しい人もいるが、イメージ的には、総務から文教まで5常任委員会について報告を受けた後、討論をして、採決は一個一個区分して行うという流れになるのだらうと思う。そういうことで、もう少し意見があれば。

無所属クラブ。

○東條委員 そうすると、個々の議案で、例えば、うちの事情を考えると、津久井の施設と旧市内の施設の指定管理者の部分があるが、討論をするときに、津久井の方が指定管理者の議案についての討論をしたいということと、旧相模原市のセンター等の討論をするときに、分けて討論する可能性も、今の状況の中で否定できない。それが一括だとできなくなることになるのか。そこが一番のネックだと思う。

○岸浪委員長 委員長報告が一括だから、個々の議案に対しては区分採決してくるから、理論的には、この議案に対する討論ということになると思うから、それは心配ないと私は感じているが、何かあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 全部の議案が一括議題みたいなことになるので、討論については、1会派1名ということで今までは運用している状況がある。今、委員が心配するように、津久井の部分と旧相模原市の部分と、無所属クラブが別々の方が2人、討論に出るという話だと思うが、基本的には、今まで討論は各会派1名ということで運用している。

○岸浪委員長 そういうことではなくて、一括議題というのは、委員

長報告したことに対して、すべての議案に対して一括の討論という意味だろう、それはないわけか。その議案ごとに討論していくから、この議案に対して賛成……。

○藤井委員 違う、採決は議案ごとだが、討論は一括である。

○岸浪委員長 区分して討論していけばいい。

○藤井委員 これはそういうことではない。

○東條委員 そうでないから気になるということである。

○藤井委員 指定管理のことを考えて、あえて一括するわけだから、それは会派1人になる。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 例えば総務委員会の所管に関するものが2つ3つあったときに、それを分けてと言っているわけではないが、例えば環境経済と総務、それぞれに指定管理者がある場合、総務での委員長報告の後、討論をし、環境経済の委員長報告の後に、その指定管理者の施設の議案の討論をするということが、一括でなければ可能ではないかと思う。それが一括になってしまうと、その分け方ができなくなるので、そういう意味では難しいなど。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 前回、指定管理者制度を導入するに当たって、条例改正が数十本あったが、その際に、いわば条例改正の動機は、指定管理者を導入するということである。その中身は個々にやるが、例えば総務委員会所管の公の施設に対して意見を言った。ところが、建設委員会なり環境経済委員会なりが所管する施設については何も意見を言わないのか、あるいは同じことをまた言うのかということになってしまうので、非常に討論しにくいので一括して討論した方がいいということから、前回は、そのようになったという記憶がある。確かに討論は一括して、1会派1人にやってもらおうと、もしかしたら今言われるような不都合みたいなものが生じるのかもしれないが、例えば同じ会派の中で、どこの選出議員ということにこだわらずに、どなたかが意見を代弁すれば、ある意味では、それは足りることかとも感じるし、それでは足りないということならば、分けてやることもやぶさかではないが、同じ理由で改正するにもかかわらず、あ

るところにしか討論できないという方がむしろ不都合ではないかということから、今回、前回に倣ってこのような提案をしているので、その辺を含んだ上で議論してもらえればと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 実は、やはり自分で発言したいということもあるのではないかなと思うから、ここで判断がしにくいということである。

○岸浪委員長 結論はきょう導き出さないといけない部分もあるし、判断ができないと言われても、ちょっと困る部分があるが、だれかと相談するとか、そういう意味か。

○東條委員 そうである、ちょっと聞いてみたいと思う。

○岸浪委員長 時間をもらいたいということか。

○東條委員 はい。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 無所属クラブは、指定管理者制度の議案について、会派の中でもそれぞれが言いたい部分があるという視点から言っているが、私は、例えば、指定管理のことを考えて一括するというのはメリットがあると思う。ただ、もう一方で、例えば、後期高齢者医療の問題とか、政令市の区画の審議会とか、いろいろ重い議案がいっぱいある中で、それらを一括してやると、予算討論に近づいていってしまうのではないかなという部分もあって、一つ一つしっかりやっていくよさというものもあると思った。きょう、初めて議案をもらったので、その辺のことがどれほどあるのかは確かにこの場ではわからないが、きょう決めなければいけないということなのか、その辺がちょっと。

○岸浪委員長 今、無所属クラブと共産党からそれぞれの意見が出されたが、ほかに何か。

新政クラブ。

○中村委員 今回、指定管理者の案件が非常に多い。事務局長から説明があったとおり、各所管の委員会にまたがっている案件がある中で、やはり一括して指定管理者制度の討論ができた方が、私たちの会派としては質疑しやすいし、それぞれの委員会ごとにという部分もあるのだろうが、その部分を、例えば、討論でつくったものをまとめて1人の方が代表して

討論すればいい。もともと会派というのは同じ政治的なスタンスを持ったグループということなので、会派の意向が分かれているということ自体が私たちには全く理解できないので、余計なことかもしれないが、申し添えておく。

○藤井委員 うちの意見についてはどうか。

○中村委員 共産党の意見に対しては、そういう部分は理解できる。ただし、委員会を横断している案件があることを討論しやすくした方が、全体としてはいいのではないかと考えている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 採決が分かれるかどうかというのではなくて、討論の中身の問題なので、きちっと主張したいというところで、主張の仕方が違うのではないかということである。同じ案件だからといって、必ずしも主張がすべて同じだと考えるのもちょっと——まだ議案をちゃんと見ていないので、見ない中での議論をしているので申しわけないが。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 今の無所属クラブのことにに関して、言いたいことはよく理解するが、今、新政クラブも言ったように、あるいは先ほど事務局長からの説明でよく理解できたのではないかと私は思っているが、やはり会派の中で、それぞれの関係の議員を集約しての会派としての討論ということで、手法的にもそれで全く問題ないのではないかと思う。

○岸浪委員長 民主クラブ、何かあるか。

○大沢委員 私どもも、委員長報告がそれぞれ3回ある。そういう意味でも、最初の部分は、やった方がわかりやすいのではないかと思う。

○岸浪委員長 市民連合、あるか。

○江成委員 私どもも、自分たちの会派のイメージでいえば、会派としての調整をして、くくって討論することは可能だと思うので、今の段階では、今提案されたとおりでいいと感じている。

○岸浪委員長 ほかの会派の意見も出されたが、それを踏まえて、再度、無所属クラブ、いかがか。

○東條委員 共産党が言っている1人の人が発言するということに関してどうのこうのということはないが、育児休業その他、指定管理者でな

い議案も一括で全部をやらなければいけなくなるわけで、私は指定管理者の話をしたが、やはりそこについて、共産党が言っている部分も含めて、一括でやるということに対して非常に違和感を持つ。指定管理者があるから一括だという話は、ちょっと違うと思う。

○岸浪委員長　私もまだ少し頭をひねるところがあるが、一括の意味だが、議案のナンバーが振られている。指定管理者の番号もあるし、後期高齢者の議案もある。討論の中では、この議案に対しては賛成、この議案に対しては反対と、議案ごとに賛成、反対は討論の中で区分してできるだろう——先ほどの議論の中で、ちょっと私は疑問になったところがあるが……。

○東條委員　ほかの議案には反対の討論……。

○岸浪委員長　1 人の人が討論する中で……。

○東條委員　何号議案は賛成の討論と、賛成、反対を 1 人の人が議案の中というか、討論の中で、この議案については賛成、この議案についてはこういう理由で反対ということをしらずらっというわけだろう。

○岸浪委員長　ずらっというかはまた別にして。

○東條委員　基本的に一つということもあり得るが、今の話だと、基本的には予算なんかは一括で賛成とか反対があって、それをする。

○岸浪委員長　予算は議案の 1 本である。

○東條委員　だから、そういうところに、すごく違和感を持つ。一括でやるときに、賛成の討論をするといったら賛成の討論でいけるかもしれないが、賛成だったり反対だったりするのに、討論があって、本来的には反対の討論をするのが基本だと思うが、ちょっと違和感を持つ。そういう意味では、何か違うような気がする。

○岸浪委員長　先ほど私が議事調査課長に質問したのは、そういうような疑問というか、委員長として心配な部分があったので、確認した。それを踏まえて、今、無所属クラブからそういうことも出たが、いかがか。

では、議案ごとに賛否の討論はできるということを確認したので……。

○東條委員　分けることと分けないことの意味というのは、指定管理者のためだろう。百何十本もあるのだったらわかるが、そんなにたくさんない中で、私は何となく違和感を持つ。

○岸浪委員長 無所属クラブから違和感ということもあったが、新政クラブ。

○中村委員 言いたい部分は非常にわかる。一つの議案に対して、私たちのスタンスは反対の討論だということですっきり終わって、次の案件に対しては、今度は賛成だからと討論したいというスタンスはもちろんわかるが、例えば委員会に付託される議案も、毎回の議題の中で1件ではない。そうした中で、やはりたくさんの議案が委員会に付託される可能性もあるから、それを言ってしまうと、委員会ごとにやったとしても、討論がすっきりしないというのも全く同じ話で、それだったら、議案ごとに委員長報告をして、討論しなければならないという話にまで細分化してしまう。委員会ごとの討論だとすっきりして、全体一括だとすっきりしないという気持ちはわかるが、話の整理の仕方としては、委員会ごとに討論ができるのだから、逆に全体でもできるのだろうと私たちは考える。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 前回のときをだんだん思い出してきたが、私どもは指定管理については、具体的な事情を判断して、これについてはこういう理由で賛成、これについてはこういう理由で反対というふうに討論して、当時、それを評価してもらった部分もあった。そういう面で、指定管理をまとめてやることのわかりやすさはあるし、やりやすさもあると思うが、しかし、今、東條委員も言われたように、一方で、例えばほかの後期高齢者とか、政令市の区画審議会とか、こういう理由でうちは反対だと、そうしたらほかの会派が、いや、うちはこういう理由で賛成だと、それで採決をする、これが議会の原型だと思う。それがいろいろな便宜的なということでどんどん広がっていく中で、これについては賛成、これについては反対という部分がどんどん広がっていってしまうと、やはり東條委員の言われるような部分は、本来、こういう理由で賛成、こういう理由で反対ということを言い合って採決で勝負するという形が見えなくなってしまうというか、本当に形骸化していくような、そういう失う部分もあるのかとは思った。

例えば、指定管理の関連の議案だけ取り出して、それだけを一括にすることが技術的にできるのかとか、それによる問題点があるのかとか。たしか前、指定管理ではないが、何かそういうことがあった。

○岸浪委員長 今、共産党から別な意味での提示がされたが、指定管理者だけ抜き出して討論できるのかどうかを含めて、ほかの意見はあるか。事務局長、そのことについて何かあるか。

○今田議会事務局長 議会運営の話だから、今、言われるようなことが全くできないかという、そんなことはないと思っている。ただ、これを始めると、可能性としては1件1件やることだって出てくる。ところが、今のルールは、私どもは、やはりある程度効率的に議会運営も行っていかなければいけないだろうと思っているので、例えば予算以外のものについては、委員会ごとに報告を受けて、討論、採決という道をつくっている。先ほど東條委員が言っていたようなことは、これまで、例えば民生委員会なんかで20本も30本も付託されて、指定管理者以外もやっていたことも実際にはあるわけで、その中でも、実際には1人の方が、これについては賛成、これについては反対という討論をしているので、私は、まとめたからといって、そんなに不都合はないと個人的には思っている。指定管理者だけまとめようかという案が全くだめかという、そうではないと思っている。ただ、第何号から何号までとか、非常に複雑に引っ張りだしてきて報告をし、討論することになるので、運営上ちょっとややこしさは出てくるが、不可能ではないと思っている。

○岸浪委員長 指定管理者の項目だけ抜き出すということは、委員長報告を受けないと討論できないから、そのところが非常にややこしくなるのではないかと思う。まず、全部、委員長報告をやって、残りの案は各常任委員会ごとに討論していくという部分が、果たして議会運営上いいのかという、余り好ましくない部分がある。委員長報告を踏まえて、その中の討論の項目だけ絞って、あとは常任委員会に区分するとか、それなら少しすっきりする部分があるが、とりあえず、どちらにしても委員長報告を最初にすべてやってしまわないと、討論はできないと思う。

共産党。

○藤井委員 先ほど事務局長が言われたように、効率性というものを考えてという話だから、そういうことは別にして、そういうつもりは全然ないので、何も今、常任委員会ごとのこれまでの慣例を壊そうという話をしているわけではないから、そこまで広げないでということで、ともかく

指定管理者という条例が改めて出てきた段階で、そのことによって、まとめてやることのメリットとデメリットとどちらをとるのかという話だから、そういう意味では、我々は本当に今手にしたばかりで、まだ中身も見っていないわけで、これは全く議会の運営上の話であって、当局の方々にも関係ない話で、議員だけの問題だから、私は代表質問や委員会審査を経た後で、さあ、どうしようかと議運で決めてもいいのではないかと思います。

○岸浪委員長 今、共産党からそういうふうな意見が出されたが、新政クラブ。

○中村委員 今回、やはり柱となるのは20年度の予算で、20年度の予算と議案の関係が一括ということだったら、そういう考え方もあると思うが、予算は予算で、別建てで、議案があって、討論、採決、その後に補正があって、予算という形での3本立てになっているので、議案の部分については、やはり、今回の指定管理者の案件がいろいろな委員会にまたがっていることを考えれば、一括の方が討論もしやすいのではないかと考える。

○岸浪委員長 新政クラブから改めて意見が出されたが、どうか。

今後、指定管理者は第2弾、第3弾、それぞれこれから定例会ごとに出てくる可能性があるから、今十分議論してやった方がいいと思う。そんな意味で時間をかけながらやっているが、いかがか。

共産党から、2日目、代表質問が終わった後で、改めて協議をするということが提出されたが、このことについて、日程的には問題点があるか——議会を運営していく上で特に問題はないというふうな見解が出されたが、それも踏まえていかがか。

公明党。

○加藤委員 うちの会派としては、今回の最初の条例と、その中に指定管理者も含まれた部分のそこでの討論、採決、補正予算、こういう形の流れで、会派の中で十分精査しながらやっていくことは、十分それに対応できていると思うので、こういう形で進めて特に問題ないのではないかと考える。

○岸浪委員長 最初の提案で対応できるという意見だが、改めて、民主クラブ、どうか。

○大沢委員 やはり、各委員長報告が3回、それぞれ補正予算、予算とあるので、先ほどの意見と同じである。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 私も先ほど言ったとおり、自分の会派のイメージ的には対応できていると思っているが、これまでの議論の中で、議案との関係で、ある種こだわりのある受けとめ方があって、かつ、そのことについて、代表質問が終わってからでも日程的に支障なくまとめられるということであれば、今の方法がこの段階で否定されるわけではないので、全体の合意を大事にするという意味では、その段階で確認してもいいと思っている。方法としては、私は今提案された方法でいいと思う。

○岸浪委員長 今、それぞれの会派から出された。現行の前回の例に倣いながら、一括で報告してもらって、それから討論、採決に入っていくやり方、それぞれ無所属クラブ、民主クラブ、公明党、新政クラブ、4つの会派から、そういう方法でいいのではないかと意見があったが、無所属クラブからは、全体の合意をということであれば、代表質問の後でもう1回議論してもいいのではないかという話も補足で出されている。それを踏まえて、再度、共産党と無所属クラブに聞くが、いかがか。

○東條委員 持ち帰らせてもらえればと思う。私たちの会派内の事情だが、少なくとも、どういうふうにするかを伝えないことには、ここでというのは難しい。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 私自身、議論していく中で、自分の引っかかっているものが何なのかというのがやっとわかってきたが、要するに、今言われたように、委員会では一つ一つ討論、採決しているものを、本会議では委員会ごとにくくって討論している。それは審議の効率性というものでやっている。そこまではみんなで許容してやっているが、議案に対する真剣な賛成か反対かということを考えた場合には、一つ一つやるメリットを失う面がある。議会のあり方として、これはやはり、できるだけ広げるべきでない。やむを得ず広げる場合もあるだろうというので、指定管理のたくさんの議案をまとめてというのは確かにあるだろうと思う。ただ、当初の提案、議長や正副委員長で検討して出しているのだと思うが、こういう形で条例や

請願・陳情をくくって全部やろうというのは、もし指定管理制度だけを選んでやるとなったら、いろいろなことが関連してくるから、簡単にはそういうふうには出せないと思う。それだったら、指定管理以外の議案も全部まとめてやろうという提案になったのだと思う。それはそれで理解できるが、私は、ふだんのルールと違うことをやろうとする場合には、やはり代表質問や委員会審査を経た後、議運で確認してやる形がいいのかなと、むしろ、思ってきた。そうすれば議案がどういうものかというのはよくわかるから、その段階で決めても遅くないし、ぜひ、そういうふうにしてほしい。やはり、できるだけまとめないで欲しいと私は思う。効率性をその中でどう追求していくかということだと思うので、それにはやはり慎重にしてほしいし、代表質問、委員会審査が終わった後にやっても十分間に合うと思う。

○岸浪委員長　　今、共産党から、代表質問が終了した後で議運を開いて、この件について改めて協議したいという話が出された。そのことも含めて、市民連合は意思表示をしたが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員　　変更があるかないかは別として、持ち帰らせてほしい。

○岸浪委員長　　休憩する。

午前10時45分　休憩

午前10時45分　開議

○岸浪委員長　　再開する。

今、副委員長と相談した。3月4日、代表質問が終わった後に、再度、議運を開催して、この関係について協議したい。その中の論点は、今話されたことを十分踏まえながら、ぜひ協力してもらえればと思う。今の流れでいえば、4会派は今の方法でやる、2会派が、それに対して、別な方法というか、委員長報告ごとにくくって討論するというふうに意見が分かれている。まだ時間があるので、その辺について、ぜひ会派に持ち帰って協議してもらいたいが、いかがか。

○東條委員　　ありがとうございます。

○岸浪委員長　　では、よろしくお願いします。

ほかに何かあるか。――

そのほかの関係については、提案どおり決定する。

次に、（５）一般質問通告者数について、１２月の定例会にかかわる議運の中で確認した件だが、資料５として皆様に示している。３月定例会、新政クラブが８、公明党が３、民主クラブが４、無所属クラブが３、市民連合が３、共産党が２、以上２３ということで、それぞれ持ち時間が記載されている。これで確認したいと思うが、いいか。――

確認してもらった。

（６）その他に入る。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他について説明する。

１枚目の日程をごらんいただきたい。①の部会の開催についてだが、総務部会は、市税に係る平成２０年度税制改正の概要についてという案件で、３月１１日の総務委員会終了後にお願いしたいと考えている。

民生部会だが、内容としては、仮称北地区保健福祉センター基本計画素案の概要について。これについては、昨日からパブリックコメントを行っている関係もあり、２月１９日本会議終了後にお願いしたいと考えている。場所は第２委員会室である。

環境経済部会は、案件は、新相模原市観光振興計画案についてである。こちらについても昨日からパブリックコメントが開催されている関係があり、２月１９日本会議終了後に民生部会と同時開催ということで、第１委員会室でお願いしたいと考えている。

裏面をごらんいただきたい。文教部会は、相模原市立新磯公民館大規模改修事業について、相模原市立藤野中央公民館整備事業について、以上２件で、３月１２日文教委員会終了後にお願いしたいと考えている。

②委員会行政視察の議決については、資料６をごらんいただきたい。

各常任委員会の調査事項について、各常任委員会は、平成２０年４月１日から翌２１年３月３１日までの間に、常任委員会の調査事項に記載の事項について、他市の調査を閉会中も行うことができるとする旨の承認を求めるものである。特別委員会、議会運営委員会についても同様とするもの

である。これは最終日である。

③血圧測定については、毎定例会実施しているが、今定例会は3月5日、6日の昼休みに理事者控室で実施するので、利用してもらいたい。

以上である。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

民生部会、環境経済部会、それぞれ2月19日ということなので、よろしく願いたい。

いかがか。――

ないようなので、この件については確認した。

次に、6月定例会会議日予定の仮案についてを事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 それでは、6月定例会の仮案について、日程を説明する。資料7をごらんいただきたい。

6月定例会は、5月30日から6月30日までの会期32日間で願っている。初日が5月30日で提案説明、通告期限は6月2日、代表質問・個人質疑が6月10日、一般質問が11、12、13日で本会議である。17日の総務委員会、文教委員会、環境経済委員会、民生委員会、建設委員会と、常任委員会が23日までの予定である。最終日が6月30日で、採決ということになる。これにかかわる議会運営委員会だが、5月23日午前9時30分になる。

以上、仮案の説明である。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

共産党。

○藤井委員 6月10日の代表質問・個人質疑の日程について、以前に意見を言ったことがあったので、それについては、できれば保留にしておらって、3月定例会が終わった後の検討会の中で議論してもらえればと思う。

○岸浪委員長 今、共産党から発言があった。再度確認したいが、代表質問の日程と、1日目から2日目の日程の関係と考えていいのか。

○藤井委員 そうではなくて、総括質疑から代表質問になって、議案にかかわりなく質問できるとなった中で、6月と12月は1日で、3月と9月は2日、これはちょっと違うのではないかということで、どうしても1日に押し込めると、最後の会派は夕方遅い時間になってしまって、今、一番小さい会派は私どもだから、代表質問はいつも5時過ぎ以降から始まる状況になっている。それはいかがなものかという意見を言った。

○岸浪委員長 いかがか。

仮案の日程で、まだ日程的には時間があるので、最終的には3月定例会最終日後の議運で再度確認するという日程になろうかと思うが、その間、それぞれの会派の中で、今の意見について協議してもらい、各会派で意見をまとめて臨んでももらいたいと思うが、今の段階で発言があったらお願いしたい。――

ないようなので、そのような進め方でいいか。――

では、お願いします。

—————◇○◇—————

その他

○岸浪委員長 その他について、何か発言があったらお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 冒頭に話をすべきだったが、1月10日に選任された坂井副市長の本会議場での紹介を2月19日の本会議開会前に行うということで了解してもらいたい。

以上である。

○岸浪委員長 ほかにないか。――

ないようなので、次回の議会運営委員会は、3月4日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前10時57分 閉会